

福島大学

TA研修会



2024年5月8日（水）

教育推進機構

高等教育企画室

高森 智嗣

■ TA (Teaching Assistant) とは

◆ 「高度化推進特別経費」の通達 (1992)

- 大学院学生の処遇の改善.
- 大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会の提供.
TA = 教育補助業務者.

◆ 大学設置基準の改定 (2022)

- 十分な教育効果を上げることができると認められる場合授業の一部を分担。 (第8条)
- 必要な研修を行う。 (第10条)
TAをより積極的に活用し教育効果を向上する.

◆ 福島大学におけるTA

- 福島大学大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、福島大学の教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当を支給することにより当該学生の処遇の改善に資する.

(福島大学ティーチング・アシスタント実施要項 第1 趣旨 (1996.3.19))

■ TA (Teaching Assistant) の業務

- TAは、本学の学群・学類、大学院修士課程及び大学院博士前期課程の学生に対する開設授業科目を担当する教員の指示を受けて実験、実習及び演習等の教育補助業務に従事する。
- TAの雇用時間は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内とし、当該学生の研究指導、授業等に支障がないよう配慮する。

(福島大学ティーチング・アシスタント実施要項 第3 業務内容等 (1996.3.19))

◆ 一般的なTAの業務

1. 出席確認の補助
2. 学生に対する学修上の指導・助言・相談等
3. 演習の運営、実験・実習の補助
4. 講義の授業教材の準備
5. 使用する機器の準備や動作確認
6. 小テストやレポート採点補助
7. その他、授業担当教員が適切と認めた教育補助 etc.

■ TA (Teaching Assistant) の心得

◆ 教育者としての自覚

- 本学の教育に携わる一員としての意識を持つ。
- 授業の目的や内容等について、シラバスを事前に読み理解しておく。
- 授業担当教員とコミュニケーションをとり、担当業務内容や使用機器の取り扱い等、必要な情報をあらかじめ把握しておく。
- 実験・実習の補助業務の際は、機器の取り扱いや危険物への対応・処理方法を周知し、学生の安全確保に努める。
- 学生の状況をよく把握したうえで学生を支援する。

◆ 服装・身だしなみや言葉遣い

- 一般的に不快感を与えない服装を心がける。
- 過度に馴れなれしい話し方は避け、分別を持って丁寧な話し方をすることを心がける。
- 補助業務に集中し、私語や授業に関係ない作業等はしない。

■ TA (Teaching Assistant) の心得

◆ 倫理、DEI (Diversity, equity, and inclusion)

- 人種・民族・性・信条等に関わらず平等・公正に接する.
- 男女とも基本的には「姓+さん」で呼ぶ.
- 読み方が分からなかったら学生に聞き、名前の呼び方に依頼があったらそれに従う.

◆ キャンパス・ハラスメントの防止

<セクシュアル・ハラスメント>

- 身体的な接触, 性的暴力, 性的ジョークなどの性差別.

<アカデミック・ハラスメント>

- 教員等がその権力を用いて学生等に対して振る舞う学業における恫喝や嫌がらせ行為など.

<パワー・ハラスメント>

- 教員等がその権力を用いて学生等に対して振る舞うあらゆる恫喝や嫌がらせ行為など.

■ TA (Teaching Assistant) の心得

◆ 守秘義務

- 試験問題・課題作成補助や印刷等で、受講生より先に試験問題を目にすることがある。
- 業務上、学生の個人情報を取り扱うことがある。
業務上知り得る情報を漏洩させないようにリスク管理を徹底する。

【注意！！】

試験問題や名簿等の置き忘れ。

USB等、記録媒体の適切な管理。

ウイルス対策の徹底。

データ共有の際、ファイルにパスワードを設定する等の措置を行う。

* 預かったデータ・情報の消去時期、方法等については、担当教員と相談し、指示に従うこと。

■ TA (Teaching Assistant) の心得

◆ 加害者にも被害者にもならないために

- 自身が被害者にならないために、問題がある・問題がありそうと感じたら、第三者に相談する。
- 例えば、コンプライアンスに係わる具体的な事例として以下のようなものがある。

<カウ出勤>

- 出勤した事実がないにもかかわらず、出勤したかのように見せかけて給与を不正に受給する不正行為。

<不払い労働>

- 例えば6時間働いたのに、4時間分しか給与が支払われないといった、支払われるべき正規の賃金が支払われない不正行為。

<強制的な労働>

- 自身の都合が完全に無視され、いかなる場合でも労働を強制される。

→ 教務課に相談する。

■ 問題があったら・ありそうだったら

◆ 原則

- 授業担当教員へ相談する.
- 授業担当教員への相談が難しい時は、教務課へ相談する.

◆ その他連絡先

<安全衛生>

保健管理センター <https://www.hcc.fukushima-u.ac.jp>

<ハラスメント等>

学生総合相談室 https://gakusei.adb.fukushima-u.ac.jp/c_support-01.html